

特集

新潟県立がん予防総合センターの現状

The Present Status of Niigata Cancer Prevention Center

小松原 秀 一

Shuichi KOMATSUBARA

要 約

平成10年9月に開業した新潟県立がん予防総合センターが5年を経過した。当センターの業務は新潟県におけるがん検診事業のうちの2次検診を担うこと、地域がん登録室を設置していることである。新潟県のがん検診のあゆみと検診の有効性の評価に言及した。当センターにおける検診実績の詳細は各専門科の報告に譲り、地域がん登録室の業務内容、個人情報保護、情報の利用手続きを紹介した。

新潟県立がん予防総合センターは新潟県のがん対策の一環として、成人病対策協議会、精密検診部会で作成された建議書をもとにして設立され、平成10年9月4日の開院以来5年を経過した。当センターの役割は 1. がん精密検診(2次検診): 胃がん、大腸がん、肺がん、子宮がん、乳がん 2. 病理、細胞診検査: 精密検診の病理検査および1次検診の細胞診 3. 検診従事者研修 4. がん1次予防の広報活動 とされ、2次検診が業務の柱である。加えて県立がんセンターに設置されていた新潟県がん登録室が当センターに移設された。

新潟県におけるがん検診の歩みは、昭和35年本県初の胃がん集団検診(三条市)、同年の子宮がん検診により始まった。昭和40年には検診車による胃集団検診が開始されている。昭和42年(財)新潟県成人病予防協会(対がん協会新潟県支部)が設立され、昭和51年から全県統一方式のがん検診がスタートした。昭和58年老人保健法が施行され、一般検診、胃がん、乳がん検診が義務化されることとなった。その後、昭和59年には肺がん検診(昭和63年老健法)、平成5年大腸がん検診(平成4年老健法)が開始された。このようにがん検診は市町村が実施する保健事業であり、県福祉保健部と県医師会が指導し、県成人病予防協会が統括する、全県統一方式で集団検診ないし施設検診として行われている¹⁾。精密検査を要する受診者の受け皿としての2次検診に携わるのが、当センターの業務であり、精度の高い検診事業の実施には、県立がんセンターの人的資源が欠かせない存在である。

このように当センターの業務の第1はがんの2次

検診である。これらががん検診の有効性はどのような評価を受けているか。これについては久道班の報告が出されている²⁾。擦過細胞診による子宮頸がん検診、視触診とマンモグラフィの併用による乳がん検診(50才以上)、便潜血検査による大腸がん検診がI-a群(検診による死亡率減少効果があるとする、十分な根拠がある)とされ、胃X線検査による胃がん検診、視触診とマンモグラフィの併用による乳がん検診(40才以上)はI-b群(検診による死亡率減少効果があるとする、相応な根拠がある)とされている。胸部X線検査と高危険群に対する喀痰細胞診の併用による肺癌検診は本邦ではI-b群とされているが、欧米では死亡率減少効果がないとされている。最近患者数の増加が著しく、全国的な広がりを見せ始めた前立腺特異抗原(PSA)測定による前立腺がん検診は、らせんCTと高危険群に対する喀痰細胞診の併用による肺癌検診などとともにII群(死亡率減少効果に関する研究が不十分)に分類されている。

当センターにおける上部、下部消化管がん、肺がん、子宮がん、乳がん検診業務のこの5年間の推移については、おのおの担当科により報告されるので、ここでは県立がん登録室の業務内容について述べる。新潟県では、昭和63年度から新潟県地域がん登録事業検討委員会を設置して検討を重ね、平成3年度から当院内に新潟県がん登録室が設置され、がん予防総合センターの開業により、同施設に移転することになった。がん登録とは新潟県より各医療機関に対してがん患者の届出が依頼され、届出票は成人病予防協会で収集された後、登録室において登録作業(新規ないし既登録の追加)が行われる。また死

亡情報は保健所より新潟県へ届けられ、登録室に搬入される。検診情報は成人病予防協会に報告される疫学調査票より提供されている。登録室では記載不十分の届出票に対して、登録補充票を送付して記載を求め、必要に応じて出張採録を行って精度の高い情報の収集に努めてきた⁴⁾。

登録室の業務は 1. このようにして収集した情報の登録及び管理 2. 追跡調査資料の提供、管理 3. 情報の集計、解析 4. 届出医療機関等への情報提供 5. その他調査、研究、である。平成15年3月には平成11年度標準集計を刊行し、事業内容を公表した。なお、県医師会報には「がん登録室だより No.4」³⁾を寄稿している。本来の業務の他、研究活動として、厚生省のがん研究助成金「地域がん登録」研究班に所属して、「新潟県のがん登録を利用した検診評価および地域特異性に関する研究」を分担、本年度の研究課題は「地域がん要録によるドッグ検診肺がん偽陰性例の検討」である。また、共同調査として、全国罹患数、罹患率の調査を分担している。平成15年度地域がん登録全国協議会総会研究会で「がん登録室からみた死亡小票」の演題で発表した。

上記のように地域がん登録事業では、医療機関が国又は地方公共団体へ診療情報を提供することが事業内容の根幹をなすものであるが、これについては平成15年に制定された「個人情報保護に関する法律」の適応外であることが、平成16年1月8日付けで厚生労働省から通知された。とはいえ、個人情報の保護には十分な配慮が必要であることは言うまでもない。

情報の機密保持 については、「新潟県がん登録事

業に係る情報の保護に関する要領」(平成4年4月1日)に従って運用している。すなわち従事者には秘守義務があり、職員以外の登録室への入室は禁止されている。原票の保管、システムに関するセキュリティーにも万全を期している。個人を特定する情報は重複を廃すための必要最小限にとどめられ、疫学調査事項も必要最小限であることが求められている。

登録室の情報の利用については、医療機関は自ら届け出た患者の予後情報を、所定の手続きに従って得ることができること、公表されている資料以外を利用する際には、登録室長を経由して福祉保健部長に申請書を提出し、審査を受けることが必要であり、データ管理取り扱い委員会の意見聴取のうえ承認される。登録患者本人に対する情報の開示はしないと定められている。

以上、がん予防総合センターの事業内容と、がん登録室の業務内容を紹介した。

参考文献

- 1) 渡辺悌三：新潟県の地域保険活動と検診事業について
(二) — (財)新潟県成人病予防協会の意義と役割—新潟県医師会報 632.33-37.2001.
- 2) 久道茂, 辻一郎, 坪野義隆, 西野善一：平成12年度厚生労働省 老人保健事業推進費等補助金。がん検診の適正化に関する調査研究事業 新たながん検診手法の有効性の評価 報告書 平成13年3月
- 3) 小越和栄：がん登録室だより 個人情報保護とがん登録。新潟県医師会報 639.57-59.2002
- 4) 新潟県, 新潟県医師会, 新潟県成人病予防協会：新潟県がん登録事業の手引き。平成3年4月